

◇ 西 田 祐 子 君

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員、登壇を願います。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） おはようございます。会派きずな、西田祐子でございます。本日は、3点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。1、生活館について。

（1）、生活館の課題について。

①、生活館の成り立ちと目的、果たすべき役割を伺います。

②、生活相談及び生活改善指導の件数を伺います。

③、授産内職の奨励及び職業相談件数を伺います。

（2）、アイヌ民俗文化財保存及び伝承活動の利用状況について伺います。

（3）、白老生活館の改築について伺います。

①、改築の目的を伺います。

②、改築する場所と施設内容、建設費の内訳、国庫補助金なども含めて伺います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「生活館」についてのご質問であります。

1項目めの「生活館の課題」についてであります。

1点目の「生活館の成り立ちと目的、果たすべき役割」についてであります。生活館は地域住民の生活文化の振興と住民福祉の増進に寄与することを目的として、本町では昭和37年建設の白老生活館から平成9年の虎杖浜生活館まで全8館が存在しております。

生活館では、その目的を果たすため、生活相談や生活改善指導等の事業を行うこととされておりますが、建設資金にウタリ対策事業の交付金を活用している背景から、特にアイヌの方々の文化活動や生活環境改善に対する役割を有しているものであります。

2点目の「生活相談及び生活改善指導の件数」並びに3点目の「授産内職及び職業相談件数」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

生活館には、その目的を達するために各種事業を行うこととされておりますが、現在では、主にアイヌ文化活動や各種町民活動に使用されております。

現在では、授産内職等はハローワークや社会福祉法人等がその社会的機能を果たしていること、また、各種生活相談等についても、生活相談員がその実情に応じて役場や訪問により対応を行っていることから、生活館で行われる機会は極めて少ない状況にあります。

なお、生活相談等については、継続的に複数名が、また、就学資金等については、高校、大学を合わせ40件程度の利用がある状況です。

2項目めの「アイヌ民俗文化財保存及び伝承活動の利用状況」についてであります。

生活館は、広く町民の文化活動等に利用されている状況にありますが、特に、白老生活館においては、白老アイヌ協会をはじめ、白老民族芸能保存会や刺繍団体等、その9割以上がアイヌ関係団体の利用となっております。

3項目めの「白老生活館の改築」についてであります。

1点目の「改築の目的」についてであります。本町で最初に建設された白老生活館については、昭和54年の改築からすでに43年を経過し、老朽化が顕著であり、今後のアイヌ文化活動や各種団体活動に支障が生じることが想定されることなどから、今回、白老生活館と白老中央生活館を統合して改築することとしたものであります。

2点目の「改築場所と施設内容、建設費」についてであります。かつてコタンが形成され、聖地ともされている場所であり、また、高橋房次先生ゆかりのアイヌ記念広場が隣接していることなど、その背景や周辺の関係性から、現白老生活館周辺を改築場所とし、今後、アイヌの伝統儀礼をはじめ、各種文化活動も活用が可能となるよう多機能型生活館として整備することとしております。

一方、建設費については、概ね2億円程度を想定し、財源としては、国のアイヌ政策推進交付金を活用することにより、事業費の最大8割を充当することとしております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 白老町におきまして生活館が8か所あると。昭和37年、白老生活館から現在まで8件の館が存在していると答弁いただきましたけれども、白老町生活館条例で第4条で生活館に館長1名、職員数名置くことになっております。また、第5条では運営委員8名、知識経験者を置くことができるとなっております。さらに、13条では生活館の維持管理のための管理人を置くこととなっておりますけれども、現在はどうなっているのか。生活館8か所の館長と職員の人数及び職務内容はどのようにしているのか。また、5条で書かれている運営委員8名いることになっておりますけれども、運営委員会ほどの程度の頻度で開催され、どのような意見が上がっているのかお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 生活館に関してのご質問でございます。生活館の職員の体制については、館長以下、政策推進課長以下、館長と職員というような形になってござい……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進課長（富川英孝君） 政策推進課長、私が館長というようなことになってございます。あとは職員が、アイヌ政策推進室の職員等が対応しているというような状況になってございます。生活館の管理人に関しましては、全8館のうち7館が管理人を置いております。1か所は、近隣の社会福祉法人のほうで担っていただいているという形になりますけれども、利用の申請の関係と鍵、そういったものの受領、管理関係全般に対応しているというような状況になってございます。

また、条例の中の第5条で運営委員ということで、生活館運営委員を置くことができるということになっておりますが、この実態については平成16年度までは運営委員を置いて、こういった審議、諮問をしていたというような状況がありますけれども、16年度末において現状の利用に特段の支障がないと、おおむね良好な利用実態であるというようなことから、当面運営委員の任命といたしますか、そういったものを行わないというような取扱いがされて、現在まで至

っているというような状況になってございます。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 政策推進課長が館長になっているというような答弁をいただきましたけれども、私は生活館のこの条例の中に入っている運営委員について少し質問したいと思います。

白老町史によりますと、生活館は昭和35年から白老町が北海道に対して設置を要望しており、昭和37年の開設時には運営委員8名中、町議会議員が5名、学識経験者3名を置くと、当時の住民の期待の高さがうかがえるものであります。住民の半数近くが白老町では高齢化しており、特に後期高齢者が増えております。生活館の使い方も時代とともに変化し、昔は葬儀に使うとか、いろいろな形で使われておりましたけれども、時代とともに利用内容も変化してきていると思います。こういう中で、今言いましたけれども、住民の半数以上が高齢者で、まして後期高齢者の方々が増えている。こういう中で生活館が本当に地域住民の活動の場所になっているかどうかということは、とても大事なことだと思うのです。平成16年までであったと言っていましたけれども、使い方が変わってきて、時代の変遷で変わってきたのであれば、ある程度生活館運営委員会をもう一度つくって、地域住民のためにどのような運営がいいのかということをや一度考えてもいいのではないかなと思うのです。

その理由の一つが、町内の生活館は建設から虎杖浜で25年、社台26年、竹浦が30年、川沿34年、北吉原本町が35年、萩野が37年、白老中央生活館が45年となっております。まず、この白老町は平成20年から財政難から十分な管理、維持ができなくて改修、更新がなかなかできなく、積み残しが多かった。仕方なく老朽化した施設から改修、改善をしてきましたけれども、もうすぐ40年たつ建物もございまして。ということは、今後40年目にこれから先20年使うのか、使わないのか、廃止してしまうのか、さらにもっと延命させるのかという判断もしていかなければいけないと思うのです。そういう時期において、建物の外壁とか、屋根の防水とか、空調とか、給排水とか、実際にそこを利用している運営委員の方々にきちんと見ていただいて、そしてまた運営の仕方もきちんと考えていただいて、方向性を出していくべきだと私は思うのです。また、老朽化している建物を長寿命化するというのも国の方針でありますし、白老町にとっても大事な施設だと思いますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 西田議員おっしゃるとおり、生活館に関しましては、答弁にもありましたとおり、平成9年の虎杖浜生活館以降25年経過している、一番新しくても25年が経過しているという状況でございます。そういった中では、今後の維持、修繕、そういったものについて考えていかなければいけないだろうということでございますので、現状では公共施設等総合管理計画において白老生活館と中央生活館の統合によって中央生活館をまずは解体するというような考えにございますけれども、そういった検討の過程において運営委員の設置、そういったものについては今のご意見を参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、役場の職員だけで判断するのではなく、生活館というのは地域住民に根差した施設だと思いますので、地域住民の声を聞く、そういうような組織がこれからも必要になってくると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

次、2点目のアイヌ民俗文化財保存及び伝承の利用状況についてなのですが、先ほど答弁いただきましたけれども、いろいろな団体が特に白老生活館においては使われていると。文化財伝承活動の経費とか国の補助金の利用活動、こういうようなものも使ってされているのか、もう少し詳しく、実際に白老町内で生活館を使って、白老生活館ばかりではなくてほかの生活館もどのような活動をされているのかお伺いしたいと思います。

また、使っていないようなところがありましたら、使っていない理由などもお伺いできればと思います。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） まず、生活館の利用状況ということでございます。昨年度の実績で申し上げますと、アイヌ政策推進交付金を活用して北吉原本町生活館で刺しゅう講座10回程度、それから川沿生活館では文化講座、歴史講座、木彫講座というようなことで都合26回程度の利用がございまして。実際には事業費としては530万円程度で、そのうちの8割、420万円くらいが交付金の支援をいただいているという中での活動になってございます。

ほかの利用していない実態というようなことでございましてけれども、基本的には川沿生活館なんかは刺しゅう団体の方が中心にいろいろされているというようなことで、地域の皆さんにご活用いただく部分、あるいは北吉原も収納場所というような形で、そのほかに使っていない理由というのは特段ないというか、そういった講座をするに当たってこの場所でやりましょうというような、年度で決めていく形でございまして、その他の地域においても今後利用ですとか、そういったものについては考えてまいりたいなと思います。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、アイヌ民族の文化財の保存とか伝承の問題につきまして、新しい施設になりましたときにアイヌ文化の拠点として考えているような答弁もいただきましたけれども、これについて今大きな団体がありますよね、3つの団体、民族芸能保存会とかアイヌ協会とかモシリとかありますけれども、こういうような団体の方々がこのところで一括で拠点としてやっていく考え、白老町の拠点とする考えなのか、その辺のようなお考えでこれを展開しようとしているのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 新生活館のお話でございます。新生活館については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、多機能型ということで、アイヌの儀礼ですとか、そういったこともできるようなこととともに、地域住民の皆さんにご利用いただけるというような形で考えてございます。ただ、各団体ということになりますけれども、アイヌ協会なんかは儀礼だとか、そういったものができること、あるいは芸能保存会の皆さんは踊りの練習だとか、そうい

ったものに十分な広さということで、この新拠点を使っただけということでは十分想定できるかなど。あとは、モシリについては現状もチキサニがございますので、少しその部分に軸足を置いた活動になるのかなとは思いますが、対象を制限するわけではございませんので、アイヌ関係団体の皆さん、それと町民活動団体、広く町民の皆さんにもご活用いただけるような考えで進めてまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ぜひそのようにしていただければと思います。そして、白老町には白老町の独自のアイヌ文化というのがございますので、白老町はウポポイもありますけれども、全道各地からアイヌの関係の方々が白老町に見えられるわけですから、そういう中で白老町のアイヌ文化はこういうものだよときちんとお見せできる施設、また交流できる施設というものも重要になっていきますので、その辺もぜひ、重点を置いていると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新しくできる白老生活館の改築についてであります。アイヌの文化や儀式に必要な道具類などが白老生活館内の部屋に山積みに置かれておりますけれども、これについてはどのようにされるお考えなのかお伺ひいたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 白老生活館の物品関係です。現状西田議員おっしゃったように、特に雨漏りなんかがあったときにはホールの中でなかなか良好な環境ではないものですから、新生活館においては催事に使うような備品関係、そういったものをしっかり保管できるようなロッカーですとか収納庫、そういったものについてのご要望がございましたので、今は基本設計まで終わっておりますけれども、その中ではそういった部分がある程度収容できるような部屋については設置する考えにあります。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 新生活館では、毎年行われておりますアイヌ慰霊祭などの道具類も当然保管しなければならないと思っておりますので、そういうものもこれから先20年、30年、50年と伝統を残していくためにも、きちんとした物品庫というものをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、白老生活館の利用は今年の8月までで終了して、令和6年4月から新しく開設しますということで広報にも載っておりましたけれども、その使用できない1年8か月の間、住民の避難場所として役割が果たせないわけなのですけれども、これについてはどのようにお考えなのかお伺ひします。

○副議長（氏家裕治君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 避難場所については、その間使えなくなるということで、基本的に大きな災害の部分についてはそちらの生活館を使うことも想定されておりますけれども、これまで私がいた中では基本的には最初に開くというところは、どちらかというと風水害、高潮の場合とかですと白老コミュニティセンターだとかと、そちらのほうを利用していただくとい

うようなことになりますので、どうしてもそういう期間は出てくるとは思いますけれども、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） そのこのところが住民とどのような話合いをしているのかということなのです。町内会の方々から、新しい生活館を造るに当たって役場のほうで来て、いろいろ要望を聞いていただきましたと。例えばエレベーターをつけてほしいとか、床暖房をつけてほしいとか、災害のときのいざというときのための発電機を置いてほしいとか、そういう声はきっちり聞かせていただいたけれども、では造りますとなった段階で地域住民にその後何の説明もないというのです。今言たいざというときに避難する場所は一体どこになってしまうのですかと、そういうことも含めてきちんと、せつかく造って、地域住民も期待しているわけだから、その間これからまず使えない期間はどうしたらいいのか、そして新しい施設にはこういうような設備がありますということもきちんと住民に説明するべきだと思うのですが、なぜそれを説明されていないのか、また今後説明するお考えがあるのか、その辺をお伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 生活館の改築については、令和元年から令和3年の3月までいろいろと住民説明ですとか、そういったものをしながらその方向性を決めてまいったところでもあります。昨年の7月にも改めて関係団体36団体に意見照会も含めて行わせていただいて、そういった中での対応はしてまいって、今現在生活館改築に向けて進んでいるというような状況の認識でおりました。今後どのような形になってくるとか、逆に言うと8月末で使えないということについては皆さんご理解いただいているかなとは思いますが、今後の状況について情報に不足があるようであれば、今度適切な機会を見てそういった説明をできるようにはしてまいりたいなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 適切な機会というのはいつのことを言っているのでしょうか。地域住民の方々には楽しみに待っているけれども、使えない期間というのはどうしたらいいのというのが一番の不安だと思うのです。先ほど避難するのに白老コミュニティセンターを使っていたきたい。一体どこまで徹底されているのか、どういうときに使っていいのかというのが。そしてまた、町内会にとっても要支援者の方々をどのように避難させるかということも改めて考えなければならない期間だと思うのです。大したことなくとも逃げなければいけない人たち、避難させなければいけない人たちもいますので、その辺についてきっちり住民説明を町内会の方々を含めてするべきだと思います。それについてもう一度お考えをお伺いしたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 今年度、今実施設計に入るに当たって、物価高騰とかの関係もありまして、基本設計の内容についても今再度検討しているというようなことがございます。そういったことも含め、改めて住民の皆さんとお話をする機会を持とうと考えておりましたの

で、そういった中ではその機会に併せてというような形になろうかと思えますけれども、その辺のところも含めて説明させていただきたいなと思えます。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 次の項目に行かせていただきます。

2、白老町立病院について。

（1）、町立病院の訪問診療体制と白老町内の訪問看護の実態について。

（2）、町立病院の診療体制と運営状況について。

（3）、町立病院と町内の民間病院及び集体会場でのコロナワクチン接種の状況についてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「白老町立病院」についてのご質問であります。

1項目めの「町立病院の訪問診療体制と白老町内の訪問看護の実態」についてであります。

町立病院においては、町内の特養施設とグループホームへ月2回ずつ計4回、内科常勤医師1名を派遣し、約70名の利用者の方に対して、訪問診療を実施しています。

また、町内の訪問看護の実態については、しらおい訪問看護ステーションへの調査によると年間の利用者数と訪問件数が、介護保険と医療保険の合計数で1,087人、5,538回の実績となっております。

なお、町立病院として、個人宅への訪問診療及び訪問看護実績はございません。

2項目めの「町立病院の診療体制と運営状況」についてであります。

現在の町立病院の1週間の診療体制については、内科常勤医師2名合わせて、週11コマ、整形外科常勤医師1名が週4コマの外来診療体制となっており、外来診療以外の時間については、病棟管理、救急外来、発熱外来、各種検査健診、訪問診療等に従事しております。

他に皮膚科、整形外科、呼吸器内科、循環器内科といった専門外来については、他医療機関より週1回外来診療に派遣いただく診療体制としております。

また、運営状況については、7月31日現在、前年度対比で、入院患者数が415名、外来患者数が401名増加しており、医業収益としては約720万円の増収となっております。

3項目めの「町立病院と町内の民間病院及び集体会場でのコロナワクチン接種の状況」についてであります。

各医療機関における個別接種実績については、1・2回目の接種合計1万5,280人中、町立病院の人数は5,857人であり、全体の38.3パーセントとなっております。

8月31日現在、3・4回目の接種合計1万1,050人中、町立病院の人数は2,356人であり、全体の21.3パーセントであります。

集団接種実績については、1・2回目の接種合計1万2,324人中、町立病院の人数は3,882人であり、全体の31.5パーセントとなっております。

8月31日現在、3・4回目の接種合計7,182人中、町立病院の対応件数はございません。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 1点目の町立病院の訪問診療についてお伺いいたします。

先ほど答弁の中で、介護訪問ステーションで訪問診療をしている件数が1,087人、年間このくらいの人数がいらっしゃると、月に直すと大体90人ちょっとくらいの方が訪問診療を必要としていると。昨年度まで町外のみながわ往診クリニックがありましたけれども、それが移転してしまつたと。また、訪問診療をしていた藤田内科クリニックも訪問診療をやめております。毎月90人前後の方々が生在宅医療をしているわけなのですけれども、この方々は医療機関を非常に頼っているわけなのです。私の母もそうなのですけれども、自宅にいて療養している。特に高齢者になって、90くらいになってくると本当に自宅にいたいと、だけれども病院に行くのが大変になっていきます。今も月に2回ほど病院に通っていますけれども、通えるうちはいいのですけれども、そのうち通えなくなってくると。訪問看護ステーションでは、町民からの訪問診療の要請が非常に増加している。特にコロナ禍において増加してきているということで、昨年11月に町立病院で往診してくれるように町長に要請があった。懇願されたとお伺いしておりますけれども、どのように町長は思われているのか、町長にまずその辺をお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 町長に足りない分がありましたら答弁願いたいと思いますけれども、まず私のほうからその辺の事情を含めて答弁させていただきます。

昨年11月に訪問看護ステーションの所長自ら町長のほうに、議員のほうからあつたような町外の皆川さんのところのクリニックができなくなった。それから、藤田先生のところも体調の関係もあつて難しくなつた。そういう中で、実態として町内にこれだけの1,000人ぐらゐの人たちが訪問看護に期待しているというか、実際必要だということを含めて要請がありました。そのことにつきましては、院長を含めて病院のほうとは町長も話をして、対応が何とかできないかというところは話はしたのですけれども、ちょうどそのときに医師の退職なんかもありまして、なかなか体制的には難しいというようなことでありました。実際的には、昨日ご答弁もさせていただきましたけれども、本町がこれから包括ケア病床の回復期医療に進んでいく上では訪問医療というのは非常に必要な部分になってくるということは、十分私たちも、町としても、それから院長としても理解はしております。ですから、その体制づくりを進めていかなければならないというところの押さえ方は、今いろんな医師の確保を含めて進めていかなければならないということになっております。

本町のこれからの医療体制の全体的なことをちょっとお話ししたいのですけれども、今言ったように、これからの状況、医療環境を考えたら、今言ったような回復期医療に向けた体制づくりは1つなくてはならない。それから、救急も必要な部分については対応しなくてはならない。それから、もう一つは、訪問医療に関わつてですけれども、高齢化がこれだけ進んでくる中で、それも後期高齢の部分が増えつつ今進んでくる状況になっている中で、みとりだとか終末医療をどうするかという、そういう3つの役割を本町の町立病院がいかに担っていくか、その辺のところは3つそのものを確実に担っていくためには、体制の問題がなかなか、どうい

うふうにつくり出していくか、そここのところが医療スタッフの確保を含めて、それから全体の役場としての定員管理の問題もそこには入ってきたりする部分をどうクリアしていかなければならないか、その辺のところを十分今後考えていかなければ、本町の町立病院の役割がしっかりとしたものにならない。

もっと言うならば、広域的にその辺のところを医療構想の中でどういう役割分担をほかの医療機関としていくか、そんなことも1つ考えていかなければならない状況かなと思っています。いずれにしろ、今ありましたような要請も含めて、必要性については十分理解をし、認識をして、今後その体制づくりには向けて進んでいかなければならないということだけはしっかり念頭に置いて進めてまいりたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 副町長のおっしゃっていることは、私もよく分かります。でも、現実にはもっと厳しいのです。現在、先ほど年間約1,087名ですか、毎月90名前後、この方々のうちの6割近くが町外の病院でお医者さんに診てもらって、そして訪問看護の方がその指導で来ているという状況があると伺っています。自宅で訪問介護をしていただいているのですけれども、実際にはお医者さんの診療ができないままやっているわけなのですけれども、ところがうんと高齢になってきて、自宅でみとりをお願いしなければならない状況になってきたときにどうなるかということなのです。私の父も自宅でお亡くなりになって、やはりそのときも最終の終末医療の頃になったときも自宅で亡くなりたいということで、そのときは藤田先生に来ていただいて最後にみとっていただいて、死亡診断書を書いていただきました。現在の日本の形では、このように訪問診療していただいて診断書を書いていただかないと、警察のほうで事件として取り扱わなければならないという法律があるのです。ルールがあるのです。そういうことを考えると、これは喫緊の課題なのです。

町立病院は、一般町民の訪問診療とみとりを率先して行っていかなければならない危機的状況にあると、私はそう思っております。これについて、みとりができない、こういうことで実際にご自宅で亡くなった場合にどうしたらいいのか。また、訪問診療してもらえないから、仕方ないから救急車で病院に入れると。病院に入ってしまったら、ご家族が面会できなくて、最後のお別れができなくてつらい思いをしている。こういう状況をまだまだこれから先も続けていかなければならないのであれば、非常に町民にとってつらい状況です。そのために町立病院があるのではないかと私なんかは思っているのですけれども、その辺をもう一度理事者の考えを伺いたいと思います。みとりについて含めてお伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） みとりについては、24時間以内に医師の診断といいますから、それがなければ今言ったような事件扱いのようになって、取扱いが非常に面倒になるということは私どもも理解しておるところでございます。そういう中で、看護ステーションの所長との話の中では、何とか町立病院においても最終的なみとり、町立病院に連れてきてもらわなくてはならないことはあるのですけれども、そういう体制づくりはまず最低限していきたいということ

で話はさせていただいております。実際町立病院においても、聞いている限りはそういう体制はつくっているということで、実際にそういう場面もあるということなので、一番いいのは医師が自宅へ伺ってしっかりとしたみとりをするべきでございますけれども、今の24時間体制の中でそれらをやっていくということは体制的には大変な部分があるので、何とか今後に向けては十分検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今の段階としてはみとりを何とか町立病院の中でやる体制だけはつくりたいなと思っています。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 病院は、理事者である、責任者である町長がこういう形をやってくださいと、そういうきちんとした指導があればそういうような体制づくりになっていくと思うのですけれども、その辺町長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 今の社会情勢で、ご自宅で亡くなる、ご自宅でみとりをしたいという希望が多いのは私の耳にも届いております。できるだけ沿うような形で進めていきたいというような考えは持っているのですが、今の町立病院の体制では物理的に難しいということで、そのために専門医、家庭医、総合医等々のスタッフ等も用意しなければならないという現実もありますので、この辺は院長とも話をしながら、どういう形で白老町のみとりの希望者について寄り添っていけるかというのは、今の段階ですぐやりますという返事はできないのですけれども、そういう要望が多いというのは私の耳にも入っていますので、現場のほうと協議をしながら進めていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） やっと一歩踏み出して、地域包括ケア病床が今年10月1日から開設されると、これは一歩踏み出したのかなと私は思っております。ただ、2年も遅れてしまったということも若干悲しいのですけれども、先ほど町長が医者のおっしゃっていましたが、昨年度は4名の医者が雇用されましたけれども、この中で残っているのは1名しかおりません。町民の方々から行くたびに先生が替わって、本当にどうしたらいいのだという声もたくさんありました。町長は、新しい責任ある医師を確保するのが町長の使命だと思います。まず、これらのことに対してどのように考えているのかということなのです。診療体制も大切なのですけれども、運営していく上で、先ほどから答弁があるように、地域包括ケア病床をするにしてもやはり医師が必要、収益を上げるためにも医師が必要、訪問看護をするにしてもみとりをするにしても医師が必要、ここは本当に何をやるにしてもまずお医者さんがいなければ駄目だと思います。こういうような中で、令和6年に開業予定の新病院ですけれども、また医療機器の導入とか設定、医療システムなどを誰が責任を持って行うのかという新しい課題も出ております。新病院には新しい院長が就任されると思っておりますけれども、今から建設と一体になって行わなければ開業に間に合わなくなるおそれがあるのではないかと考えております。

昨日も町長は医師確保に奔走していると答弁してはいますが、医師確保は病院経営の最

大の根幹であり、肝であると思っております。新病院に向けても必要でありますけれども、今の白老町の中においても医師確保は大事だと思うのですけれども、町民に沿うような医療体制を整えていただきたいと思うのですけれども、これについて答弁をお願いします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町立病院で欠かせないのはお医者さんの確保であります。お医者さんもここ数年の間ですぐ辞めていった方も数名いらっしゃるのです、この辺はお医者さんの確保をするとともに、そのお医者さんの考え方、職場環境等々も一緒に、こちらの条件もありますので、向こうの条件とウィン・ウィンの形で進めなければならないと思いますし、入ってからすぐ辞められる方は思っていたのとちょっと違うとか、その辺の説明不足もあったのかなと反省をしておりますので、今お医者さんの確保にいろいろ動いているのも事実であります、それと併せて来られる希望の意思があるお医者さんともきちんと白老町の町立病院の現状、体制等々も話し合いをしながら、長くいてもらえるお医者さんをきちんと選定をしたいと思っておりますし、昨日もちょっとお話ししましたが、今の院長の定年もありますので、早急に、これは今でなくて前から動いているのですけれども、なかなか結果が結びつかないのですが、現在進行形で進めたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 町立病院の運営体制もやはり大事になってくるのではないかなと思うのです。苫小牧市立病院が新しい病院にするに当たりまして、確かな人材確保のために医師とか看護師、慢性的にあそこの市立病院も不足していたという状況がある中で、どのような医療体制を組むべきかということで簡単なお話をすると、職員の勤務体制を変更したと。外来はパートの方にしたと、夜勤勤務のできる方々は正職員として、たくさんの医療従事者を確保して、そして体制を整えてきたと言っています。白老町も新病院移設に当たって、今までの体制ではなく、きちんとした改めてこういうような条件で来ていただかせませんかというような、スタッフにとって職場で働きやすい体制を整えて、そういう中でこの病院の新しいお医者さんもこういう中でいかがでしょうかとしていかなければ、なかなか今の体制でどうですかといっても無理なのではないかなと私は思うのです。その辺の考え方についてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問の中で苫小牧市立病院の状況のお話がありました。市立病院と町立病院、確かに規模の違いはございますが、その辺りは私も市立病院のほうにいろいろ話を聞かせていただいたところでございます。議員のお話にあったとおり、外来と病棟の看護体制、こちらのほうを確認したら、外来診療体制というのは正規の職員が看護師は32名と、任期付と言われる立場の方が17名、会計年度任用職員の方というのが35名いるということで、まず正規の方についてはほぼ上司に当たる主任看護師だとか看護師長と言われる方で、ほとんど現場は今言ったように会計年度任用職員の方となっております。対して、病棟のほうは正規職員が275名と相当いますけれども、ほとんど正規の方と。その辺りどういうふうになったのでしょうかということでいろいろ聞いてみたら、外来勤務は今言ったように非正規の方、病棟に

については正規というような形で、すごい職員数、大所帯であるがゆえに、産休だとか育児休業に入られる看護師というのも出てくるので、同時期に多数出てくるということもあると。そしてまた、病棟については、当院もそうなのですが、診療報酬を取る上で看護師の人数は安定して置いておかなければならないということがあるので、どうしても病棟のほうの手厚くというようなことでございます。

当院も正規の看護師に採用するときは、夜勤ができる方ということで1つ条件は持っているのですけれども、今議員のおっしゃった医師を確保する、また当然看護師や医療従事者を確保する上でもそういったところは当院についても取り入れるところは取り入れて、環境を改善していきたいなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） お医者さんが不足している中で、働きやすい環境というものを整えていただければありがたいかなと思います。

次に、町立病院と町内の民間病院及び集団会場でのワクチン接種の状況についてお伺いいたします。新型コロナワクチン接種による件数は伺いましたけれども、収入額と経費、もし分かりましたら教えてください。それと、PCR検査による収入額とか経費とかは分かりますでしょうか。また、3、4回目のワクチン接種は対応しておりませんと答弁いただきましたけれども、これの理由についてもお伺いしたいと思います。対応できなかった理由です。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、コロナのワクチンの接種件数でございます。昨年度、主体でかなり件数を1回目からやらせていただいたというところなのですが、まず3年度当院が対応した件数ですが、7,537件と、収益額でいきますと2,920万4,739円となっております。令和4年度、これは8月末現在ですけれども、ワクチンの接種件数586件、収益にいたしますと390万6,782円ということでございます。

あと、PCRの検査の件数でございます。このPCRの検査につきましては、保険診療、また自費で検査される方もおります。また、委託で外注して検査もやる、無料の検査も行っているということなのですが、まとめてお答えしたいと思っております。PCR検査件数は、令和3年度が1,253件、年間の収益にいたしますと1,076万500円となっております。次に、4年度です。これは9月5日現在ということで、件数が720件、年間では今のところ614万2,000円ということでございます。ワクチンの接種件数につきましては減っていると。そして、PCRの検査につきましては、9月5日現在720ということで、年度としては昨年度より件数は増えるかなと捉えております。

それと、先ほどあった3回目、4回目の実績がないということなのですが、まず1回目、2回目、3回目、当然最初の1回目、2回目については、皆さん相当数は受けなければならないという中で進んできて、当然当院につきましてもその一医療機関ということで件数はこなしていたというところがございます。3回目、4回目になって件数が減ってきたという中にありまして、当院といたしましては、ワクチンのほうをまず件数をこなすということもあるのですが、

集団接種はほかにもございます。また、いろいろな各種検診、こういったところもあります。また、何よりコロナのワクチン接種をやっているときにどうしても副反応だとか、そういったところでの救急対応、そちらはやはりうちで受けなければならないというようなところもありまして、不採算部分、またそういったワクチン接種の副反応のバックアップといいたいまいしょうか、後方支援に回るといふところはどうしても当院の役割としてありますので、件数としてはやはり抑えぎみになってしまっている、少なくなっている一つの要因かなと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ワクチン接種とPCR検査、2つの課題なのですけれども、ワクチン接種とかはなぜ3、4回目の接種対応ができないのかというその理由を伺いましたけれども、その理由を聞いても、ほかの病院だって同じ条件だろうと、申し訳ないのですけれども、私はそのように思います。また、町民からもそういうような声も聞いています。実際にワクチン接種を民間病院とか、そういうところにばかり委ねてしまって、町立病院の本来の役目であるものが全然見えてこない、私もそのように多くの町民から声を伺っております。また、PCR検査におきましても、多くの町民の方々から土日祭日は受け付けてもらえないので、町外に行かなければならないと。こういうところもやってもらえていないと。ワクチン接種もしてもらえないし、PCR検査もやってもらえないと。町立病院なのですから、これだけたくさんの方のコロナが蔓延してきている状況の中で、やはりもう少し努力してほしいなという声があるのですけれども、それについて当然病院のほうにもそういう声が届いていると思いますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議員のご質問にあるとおり、経営改善の途上にある町立病院がこのワクチン接種をすることによって、先ほど申し上げたとおり、かなり収益が上がってくるということは紛れもない事実でございます。そういった部分からいいますと、町立病院として積極的にPCR検査やワクチン接種はやっていかなければならないと、それは当然そういうような考え方でございます。ただ、先ほどからちょっと申し上げているとおり、町立病院としての役割といいたいまいしょうか、それがかなり増えてきてはいるというのもまた事実でございます。先ほど理事者のほうから答弁ありましたとおり、今後訪問診療、そういった部分で回復期医療にも力を入れていかなければならないと。当然そういった今後訪問診療をやる上では、24時間の救急体制だとか医療体制というのも同時に維持していかなければならないということがございます。ワクチン接種一つだけを見てなかなか判断できないというところが非常にありまして、病院としては、やはり自治体病院ですし、公設の医療機関としては全ての役割、これに役立ていかなければならない。それに対しての医療体制も整えなければならぬというところも1つ考えていかなければなりませんので、なかなかすぐ取りかかるというのがちょっと言えない状況ではありますが、そこは理事者とも町側とも政策的な医療の方向性ということで今後また考えていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 昨年度の前田議員の質問で、町側は令和4年度の収支見通しで新型コロナウイルスワクチン接種回数の減少で前年度より約3,000万円の減収見込みであると答弁しています。苫小牧市立病院は、長年赤字だったのですけれども、新型コロナウイルスが蔓延して黒字になったと。3年連続大幅黒字だと、そう伺っております。なぜ町立病院は減収になって、なぜ市立病院は大幅な黒字になっているのか。そこに、白老町の医療機関としての使命とか役割とかというものもありますけれども、黒字にするためにどうしたらいいのかという抜本的な経営の考え方がどこかずれているのではないかなと、私はそのように厳しく指摘させていただきたいと思います。これは課長が悪いわけではないのだけれども、経営改善しなければならないとってつくっているのです、白老町では。白老町立病院経営改善計画、2020年から令和7年、2025年までの計画をつくっているのです。こういう期間であるということをやむも肝に銘じて、きちんとした黒字にするためにどうしたらいいのかという努力をしていただきたいなと思って質問させていただいております。これについて答弁ありましたら、お伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 議員からご指摘いただいた町立病院としての役割、そのところはしっかり町立病院の使命として、私たち理事者も含め、それから病院の院長をはじめとしたスタッフを含めて、その辺のところは再度また院長との話も含めてしていきたいなと思ってます。しっかり受け止めて、今後の経営改善をしなければならない。今回の資金不足という事態も含めて、これがどういうことを意味しているのかということ、これまで病院の中で医局会議だとか運営会議だとかというときにもその状況、経営の状況については医師を含めてきているわけですけれども、まだまだその辺のところの意識の醸成がなされていないというところだと思うのです。その辺のところは、いろんな条件がそこにあるのでしょけれども、そういう改善に向けて進めていかなければならないということは再度しっかりと病院を含めて私たちも受け止めていきたいと思えます。

もう一つは、今ありました苫小牧市立病院の関係ですけれども、それは私も聞いております、黒字化というのを。ただ、本町の町立病院と苫小牧市の市立病院との大きな違いというのは、あそこは本当に高度の救急医療機関として、そしてコロナについては病床を持たなければならないという条件の下に、受入れ病床を持っていることによる収入増ということもあります。本町においてはその病床を持つだとかということの環境ではありませんし、発熱外来を持って、その分をどういうふうにして対応していくかというところでの大きな違いがあるところのご理解をいただきたいと思えます。ただ、最初に申し上げたように、今回の3年度の決算の状況を含めて、しっかりとそれを受け止めながら、今ご指摘のあったワクチン接種に対する対応、それからPCR検査に対する対応についてはしっかりと取り組むように、町長のほうからも、私たち理事者のほうからも病院のほうには指導をといたしますか、話をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、病院のほうで最後の質問とさせていただきます。町立病院では、車椅子を必要とする患者が増加しています。古くて重たい車椅子がほとんどであります。時間帯によっては車椅子が足りなくなっております。待合室の椅子は、クッションがなく、硬く、冬は足元に冷たい風が吹き抜けております。白老町は、病院会計で経費削減を行ってきた結果、患者には厳しい環境となっております。車椅子は三、四万円程度であります。また、3人がけの待合室の椅子も五、六万円程度からあります。実際に白老町の町立病院では会計の支払いもカード払いができなく、非常に不便極まりない状態であります。令和6年度に新築になるので、それまで我慢してくださいというのは違うと私は思います。白老町では、高齢になっても、幾つになっても生きがいを持って暮らせるまちであってほしいと思っています。それには、安心して通える病院があつてこそだと多くの町民も思っていると思います。私自身もそのように思っております。もっと患者に優しい病院になっていただきたい、このような思いから本日は質問させていただきました。町立病院は経費削減のために一生懸命頑張っておりますけれども、それが行き詰まってしまうとこういうような状況になってしまっていると、それでは本末転倒ではないかなと私は思っております。最後になりますけれども、理事者の答弁を伺って、町立病院の質問を終わらせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ご質問があつた病院の環境関係のことについて、まずご答弁させていただきます。

車椅子は、事務長から確認しているところでは、正面玄関に4台ということと歩行器2台ということで、混み合っているときにはそれらが全部出てしまつて、また上の病棟だとか、きたこぶしのほうから持ってきてという対応になっていると。その車椅子も古くて重いだとかということは聞いております。この点につきましては、何とかやりくりをして更新を図っていききたいと、検討を進めていききたいと思つています。車椅子につきましては、今後新しい病院になつても使えることですから、早めの対応はしていきたいなと考えております。

また、長椅子の件については、診療時間が最近聞くところによると長いのが悪いということでもないし、診療時間が短いというのがいいというわけでもないのだけれども、やはり時間的には長くなっているということは話を聞いておるところです。そういうことで、病気を持っている患者が来て、あそこのところに座り続けるということは大変苦痛な部分があるのだろうなと、そこのところも理解をしております。長椅子は、全部替えるということは今の段階ではなかなか難しいところがあるのかなとは捉えているのですけれども、その代替措置として座布団だとか少しでもクッション性のあるものを用意して、使えるような体制づくりを進めていきたいなと思つております。

いずれにしろ、本町の病院が掲げる患者に信頼される病院というのはどういうものなのかというところあたりを、今優しい病院にということでお話がありましたけれども、今回病院改築に当たつてもそのハード面ではなくて、ソフトの部分をしっかり医療スタッフを含めて理解をして医療行為にというか、医療に当たると、そういう病院づくり、今後機会を設けて病院との関係づくりも進めていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時24分

○副議長（氏家裕治君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 西田祐子でございます。引き続き質問させていただきます。

3点目の児童生徒の交通安全についてであります。

（1）、登下校時のウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方について伺います。

（2）、白老地区の小学校統合により児童の行動範囲が広がったが、線路の越境における学校の指導内容について伺います。

（3）、児童生徒の白老駅エレベーター利用における学校の指導内容について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「児童生徒の交通安全」についてのご質問であります。

1項目めの「登下校時のウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方」と2項目めの「白老小学校の線路の越境における学校の指導内容」については関連がありますので、一括してお答えします。

平成28年の3小学校統合以降、鉄南地区の児童は、教員と保護者で構成した統合準備委員会で検討し、決定されたウポポイ前の踏切と白老駅自由通路、役場前踏切の跨線橋の3か所を通過して通学しております。

小学生の放課後や休日の行動範囲について学校では、原則として3年生までは旧校区内、4年生以上は校区内として発達段階を踏まえた指導を行っておりますが、3年生以下の行動範囲は、最終的に家庭の判断としております。

3項目めの「児童生徒の白老駅エレベーター利用における学校の指導内容」についてであります。

白老駅のエレベーターの利用の在り方については、利用開始時に小学校、中学校の教員が合同で現地を確認するとともに、他地域の利用状況を参考に、職員会議やPTA役員会において検討を行いました。

その結果、高齢者や身体の不自由な方を優先する考え方や通勤など他の利用者との混雑を避けるため、登下校時の自転車利用については禁止しておりますが、休日については、中学生のみ利用を認めております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方と、またエレベーターの利用についてなのですが、私が質問した意図というのは、まずは小学生の子供たちの線路

の越境における学校の指導の在り方ということなのですけれども、まず小学校4年生以上は校区内としてということは、つまり自由に行ったり来たりできるということで判断してよろしいと答弁いただきました。3年生以下の行動範囲は最終的に家庭の判断となっておりますけれども、これはきちんと学校の中でそのようになっているのでしょうか。実は、白老町議会のほうで保護者の方々と懇談したときに、これと全く違うことをおっしゃっているわけです。子供たちが常に行きたいというところ、例えば白老から大町のこちらに住んでいる方々はウポポイのところですか、ミンタラの児童公園、あそこのところで何か役場でかわいいのを造りましたよね。あそこでぽんぽん跳んでいますけれども、あそこに友達と行きたくてしょうがないと。行きたいのだけれども、線路から山側の友達はいつも行っていると、でも線路からこっち側の子供たちは行かれないと。どうして親が一々仕事を休んで連れていかなければならないのだと。そういう状況の中で不便であるという声を聞いております。それについては、きちんと学校の中で指導されているのでしょうか。その辺をまず伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 答弁した内容のとおり、4年生以上については自由という点については、当初4月等、学校のほうでそういう交通安全指導を行う中においても子供たちにも指導しておりますし、保護者に対してもそのような通知を、白老小の教育という冊子を配るのですけれども、その中においても丁寧に説明をする文章を設けて指導していると委員会としては認識しております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、そのところをきっちりはっきりしていただきたいと思っています。というのは、もしこれが今書いているように3年生以下の行動範囲は最終的に家庭の判断となっておりますと言いますけれども、そうしたら小学校1年生の子供たちは学校に行くときに越境しているわけですよ、大町とか、線路からこちら側の方。矛盾していますよ、言っていることが。そうではないでしょう。校区が1つであれば、当然小学校1年生の子供たちが通学しているわけですから、行動範囲も親の判断でということよりも、学校が子供たちに通ってきてくださいと言っているわけなのですから、親御さんに送らないでくださいというような話は聞いています、学校まで。それなのに、それ以外のときは行動制限をするというのは非常に矛盾していると思います。私は、ここのところをきちんとしていただきたいというのが1点。

もう一つは、都会では小学校1年生の子供たちがバスに乗ったり、エレベーターに乗ったり、エスカレーターに乗ったりして、電車通学したり、バス通学しているわけですよ、小学校1年生でも。白老のまちの子供たちが学校まで通っているのに、通学できているのに、それ以外の行動範囲はできないというのはあり得ない。矛盾している。子供たちに対してどのような指導をしているのか。子供にしてみたら矛盾していると思うのです。皆さん考えてみてください、小学校1年生だったら。学校には自分で来なさい。帰りも自分で帰らなさい。でも、それ以外は行っては駄目よと、親と一緒にいかなければ駄目よと、親の許可をもらわなければ駄目よと。それは、どこかに行くときは親の許可はもらいます。でも、親と共に行かなければ駄目

だというのはどう考えてもおかしいと思います。その辺ぜひ教育長は各学校に徹底していただければと思います。いかがでしょうか。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校でつくっている決まりというのは、別に法的な規制があるわけではありません。要するに子供の立場に立って、子供が安全に校外で生活できることについての目安を家庭へ周知して、理解をいただくということになっています。ですから、ここに書いているように、言ってしまえば全て最終的に家庭の判断になってしまおうと思います。最終的には全てのことにおいて。ただ、最初にお話し申し上げたように、学校では子供たちが安全に校区内で生活してもらいたいという、そういう考え方もありますので、目安としてお示しをしております。そのときに、このこともいろいろ捉え方があって、きちんと保護者の方に十分伝わっていないということであれば、これは学校として改めてその伝え方を含めて工夫しなければいけないと思うのですけれども、この行動範囲も例えば歩いて動くのか、自転車で動くのかというような細かい問題があります。そうなったときに、小学校では小学校1年生に交通安全の自転車の乗り方って指導していないのです。基本的に1、2年生は歩く練習。自転車については3年生以上、それは子供たちの発達段階や体の大きさを考えたときにやはりそのことがまず大事だと。ですから、議員が言われるように鉄南地区の子供たちが登校しております。それが例えば図書館に行きたいといったときに、それはある程度学校にも行っているわけですから、図書館はその手前で、当然それはあり得ることだろうと思います。ただ、いろんなケースがあるのです。このときはどうなの、あのときはどうなのといういろんなケース、ケースが出てきますので、おおよそとしてこんな考え方でやっていますというのが原則的な捉え方です。ですから、先ほどお話ししたように、例えば自転車でどこまででも行けるのかということになれば、子供の安全を考えたときに学校で推奨することは、私は、それは難しいのではないかなと思っていますので、いずれにしても議員が今お話しいただいたように、学校のほうにももう一度決まりの在り方、それから保護者への伝え方、この辺りについてはもう少し丁寧にきちんと分かるような方法や手段で伝えるように、そのことは校長会でも伝えていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、自転車については別だと思っています。というのは、歩くのは基本ですけれども、子供たちは歩いて基本は登下校していますよね、小学生なんかは特に。そうやってきたときに、自転車というのはある程度きちんと交通安全ルールを守ってやらなければいけない。そこはきちんと区別していただいて結構だと思いますが、しかしながら歩いて登下校している中で、親にきちんと行って、歩いていける範囲のところに遊びに行く。白老町のまちは、川沿に児童館があったり、緑丘のほうに親水公園とかプールがあったり、白老町のまちなかに物があるわけではなくて、山側のほうにたくさんいろんな施設があるわけですから、そういう中で子供たちが冒険みたいな形で探索するためにも行動範囲をきちんと指導することが学校の使命だと私は思います。禁止するのではなく、そういうような子供たちの交通安全もあるけれども、子供たちの行動範囲というものをきちんと把握した中でそういう指導をしてい

っていただければと思います。

次に伺います。白老駅のエレベーター利用についてですけれども、エレベーターの利用はしてもよろしいのでしょうか。この答弁だと登下校時の自転車利用については禁止しております。聞くとところによりますと、エレベーターを使つての自転車利用は禁止なのか、それとも階段のところは自転車を持って上がれますよね、あれも禁止なのか。その辺を伺います。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 白老駅の登下校時のエレベーター利用ですが、まず自転車で乗り降り、エレベーターを利用されることについて禁止はしておりますが、階段のところにレールというか、ついているところについては禁止してはいない状況でありますことと、徒歩であそこのところを通行する部分については禁止している状況ではないと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、それもおかしいと思っています。白老駅エレベーターは、町道になっていますよね。つまり公道ですよ。公道を制限している状況になっているのですよね、この答弁によりますと。通学するときに朝の混雑時に自転車利用は禁止している。つまりエレベーターを禁止するというのは分かるかもしれないけれども、下校時まで禁止する必要がどこにあるのかなというのが1つあります。休日については、中学生のみ利用を認めております。小学生は認めていない。これも先ほど教育長が答弁しましたよね、小学校のある程度学年が上になってくると自転車の交通ルールをきちんと指導すると。そういう指導をされた中であれば、たしかシールか何かをもらえるのですよね。何かよく分からないけれども、子供たちが交通安全ルールをきちんと自転車に乗れるようになりましたというのもきちんとしていますよね。そういうものを持っている子供たちは、自転車で白老駅のエレベーターを利用するというのは、私はあつて当然だと思うのです。そのために造ったのではないかなと私は思います。

まず、町民から一番言われていることが役場前、特に役場前の踏切です。子供たちが自転車で、特に中学生とかが自転車で渡る。そのときに、朝なんかも車の出入りが激しいと、そのときにちょうど子供たちが自転車で通ると非常に危ないと。学校帰りもそうだと。まだ今の時期はいいけれども、もう少し薄暗い、暗い時期になってくると、ちょうど4時くらい、帰るくらいの時間になってくると周りは薄暗くなっていて、非常に踏切は危ないと。そういう中でなぜ白老町はエレベーターを使わせないのかと。駅の町道を使わせないのかと。本来の目的と違っているのではないかという意見もあります。白老駅の駅員にエレベーター内の死角とか密室についてどうなっているのですかとお伺いしました。もちろん駅の構内からはじめ、それ以外のところの階段のところとか、駅員が大きなモニターで全部見られるようになっていますと。エレベーター内の死角については、駅員にお伺いしましたら、専門の業者が24時間体制で監視しており、駅員がいるときにはすぐ通報が来て、駅員が対応すると。それ以外の時間帯は、専門の事業者へ通報され、すぐに対応しています。ですから、ここは駅でありながら公道ですから、当然どんな方々も安心して通行できるようになっていますときっぱり言われました。

私は、きちんと子供たちにもエレベーターの利用をしてもらって、そしてどういうマナーで

使ったらいいのかと指導するのが学校の仕事ではないかなと。ただ単に禁止すればいいわけではありません。先日、北広島市の駅に行きました。あそこは、はっきり言ってびっくりしました。エレベーターだらけとエスカレーターだらけで、どうしたらいいのだから私は分からなくなりました。今の都会に行ったら、東京もそうですけれども、大都会に行ったらほとんど道路にエスカレーターがあるのです。そして、エレベーターもあるのです。すみません、あそこの3階に行きたいのですけれども、どうしたらいいですかと言ったら、あそこのエレベーターを使ってください。階段とかはないのですか。ありません。そういう状況の中で、子供たちに教えなければならないのはそういう文明の機器をきちんと指導するということが大事だと思います。都会に行ったときにエレベーター一つ乗れないような人でいいのですか。私は、そちらのほうがおかしいのではないかと思います。教育は、何でも制限することではなく、子供たちの好奇心とか未来に対して責任を持って指導するということが大事だと思いますので、また高齢者だとかいろんな方々が混んでいるときに自分はどのような行動を取らなければならないのか、そういうことを指導していくべきだと思います。

最後になりますけれども、ここをきちんとしていただいて、エレベーターも自由に使う、そのためにきっちり学校は指導していく、そういうようなお考えがあるかどうかをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員がお話しされたように、私も子供たちにいろんな禁止事項をつくって、あれは駄目よ、これは駄目よという中で生活させるのでは子供の判断力とか自主性というものは育っていかないと。そういう意味では、十分大人も配慮しながら子供たちにいろんなことに取り組みさせることが大事だという考え方については私も全く同じです。

エレベーターの件でありますけれども、通常駅に設置されているエレベーターというのは、いわゆるバリアフリー法によって、全ての方が利用しやすい環境をつくると。ですから、全ての方の中には当然小学生や中学生も入ると思います。ただ、優先順位としては、やはり高齢者や体の不自由な方が優先されるべきだと。現実的に、鉄北にいる中学生というのが大体90人ぐらいいます。ほぼほぼみんな自転車で通っています。歩く子もいるかもしれませんが、ほぼ自転車で通学している状況です。今学校のほうでは、子供たちの通学に関わって、登校に関わって大体8時から8時10分、15分ぐらいの間に登校するようにという指導をしております。そうしますと、現実的には駅のところを使用不可にしていますので、大体ウポポイのほうで20人ぐらい、そしてこの役場前を70人ぐらいの子供たちが同じような7時40分から50分ぐらいにはほぼ通過していくことになります。それを例えば、おっしゃることは十分分かるのですけれども、中学生も使っていいよという状況になったときに、恐らく距離的には一番あそこが最短になりますので、エレベーターの利用も当然多くなるのかなと思います。90人がみんな駅のところを通るということは考えられないのですけれども、かなりの子供たちがあそこのエレベーターを一定の時間占有するというか、そういう状況が生まれるのかなと。私も今回実際にあそこへ行ってエレベーターに乗ってみて、実際大人であれば四、五人ぐらい、1つのボックスの中に、自転車を押している子供たちだと2人乗るともういっぱいなのです。それが常に上るほうのエ

レベーターと下りるほうのエレベーター、2基を使って移動していくことになります。それが実際にやったわけでないですから、どういうふうになるのかというのはちょっと分かりませんが、今それが例えば来月からいいよとなったときにどのような状況が想像できるかという、90人のうちのかなりの数の子供たちがあそこのエレベーターの前で2人ずつ乗っていく形、それが乗ったやつがまた今度下りてきて、次の子がまた上っていくというようなことの繰り返しは8時前後の間はかなり出てくるのかなと。そうなったときに、本当に高齢者の方や体の不自由な方が乗れるのかとか、あるいは通勤で利用される方も結構いらっしゃると思いますので、その方々がどうなのかと考えたときに、絶対私は中学生が乗ってはいけないとは思っていないのですけれども、ただ、今同じような時間帯の中で果たして本当にそういう判断がどうなのかというのとはちょっと考えるべきだと。

これは、現実的に今苫小牧市の沼ノ端地区にも同じようなエレベーターがあって、中学生が渡るときの判断基準として、最終的に学校としてはまず中学生優先ではなくて、体の不自由な方や高齢者の方、そして通勤の方を優先して、中学生はそこを使わないようにしようというような取決めというか、そういうルールにしたということを伺って、なるほどなど。私は、学校の今やっている判断としては、決してこれは間違った判断ではないのではないかなと。

ただ、これから状況として、工夫として、これからずっとあそこは使えないのかということのその結論は、別に使わないことが正解だとは思っていないのです。ですから、例えば今中学校では休日なんかは子供たちが割と個人で動きますので、そういうときはみんなに迷惑かけないようにマナーを守って使おうねという一応指導はしております。ですから、その辺もう一度保護者の方の声だとか、子供たちの状況だとか、そういったことも学校のほうで確認してもらいながら、今後の指導の在り方について、エレベーターの使用の可否について教育委員会で判断するというよりは、これは学校の通学路の流れの中で学校としてどう判断していくのかということが私は極めて重要だと思いますので、その辺は一度また機会を捉えながら学校のほうにも状況を確認したり、要するに保護者の意向だとか考え方だとか、そういったものも丁寧に対応するように指導はしていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今教育長は大事なことをおっしゃいました。約90人の生徒が使ったらどうなる、エレベーターがと。私も最初の頃はそう思っていました。でも、現実的に90人、約70人の子供たちがエレベーターを使うということになったら、時間的な問題がありますから、中学生なんかは特に男の子なんて自転車を担いで階段を上ったり下りたりしたほうが速いわけでは、具体的にエレベーターをどれだけ使えるかといったら、時間的な制限があるから、私はそうではないと。そういうところこそ指導すべきだと私は思うのです、申し訳ないのですけれども。やっぱりエレベーターを使わなければいけないという子っていますよね。特に中学1年生くらい女の子だったら、自転車を担いであそこのところを上っていくというのは非常に厳しい。だけれども、それが中学2年生くらいになると体力がついてきて、まして男の子だったらエレベーターの順番を待っているくらいだったら、階段を自転車を担いで走ったほうが

速いと。だから、あそこのエレベーターとエレベーターの間の通路にしても同じです。ああいうところをきちんと子供たちが、今まで私の見てきている中では中学生くらいになると、小学生もそうですけれども、きちんと右側通行なら右側通行、真ん中を偉そうに歩いているのは大人ぐらいで、きちんとしたルールを守って使っていますよ、私から見たら。そういうようなきちんとした子供たちが交通ルールを守り、人に優しい、そういうようなものを感じてもらいたいのもあそこの場所だと思います。

それよりも何よりも、役場前の踏切です。この狭いのを広くできるのだったら、私は何も文句を言いません。だけれども、狭い。狭い中で朝と夕方、非常に厳しいから、私はエレベーターもきちんと使う、そういう選択肢の一つにしていいのではないかと。また、エレベーターを使えなくても、せめて階段のところは自転車を持ち歩いてもいいのではないかと。そういうような選択肢くらいはきちんと議論していただければと思います。

また、町道の管理者である町長、副町長、どのようにお考えになるでしょうか、それをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 児童生徒の通学路の件に関しては、まずは安全にきちんと学校に行き来ができる環境をつくるというのが私たちの役目だと思いますので、今教育委員会とるお話がありました。また、学校側もそうですし、PTAの親御さん等々の考えもあると思いますので、子供たちがいかに安全で、それでふだんの社会生活にも西田議員おっしゃるとおり、どうい教育ができるのかも含めて考えていきたいと思っています。

○副議長（氏家裕治君） これで5番、会派きずな、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。